

適正規模・適正配置検討委員会の設置と検討経過

1 適正規模・適正配置検討委員会とは

区立学校の適正規模・適正配置について検討するため、教育長の諮問に応じて、つぎの事項を調査・検討し、教育長に答申する委員会で、平成28年に設置された。

【⇒資料3-1参照】

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置の方針および計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校の適正規模および適正配置に関し、教育長が必要と認める事項

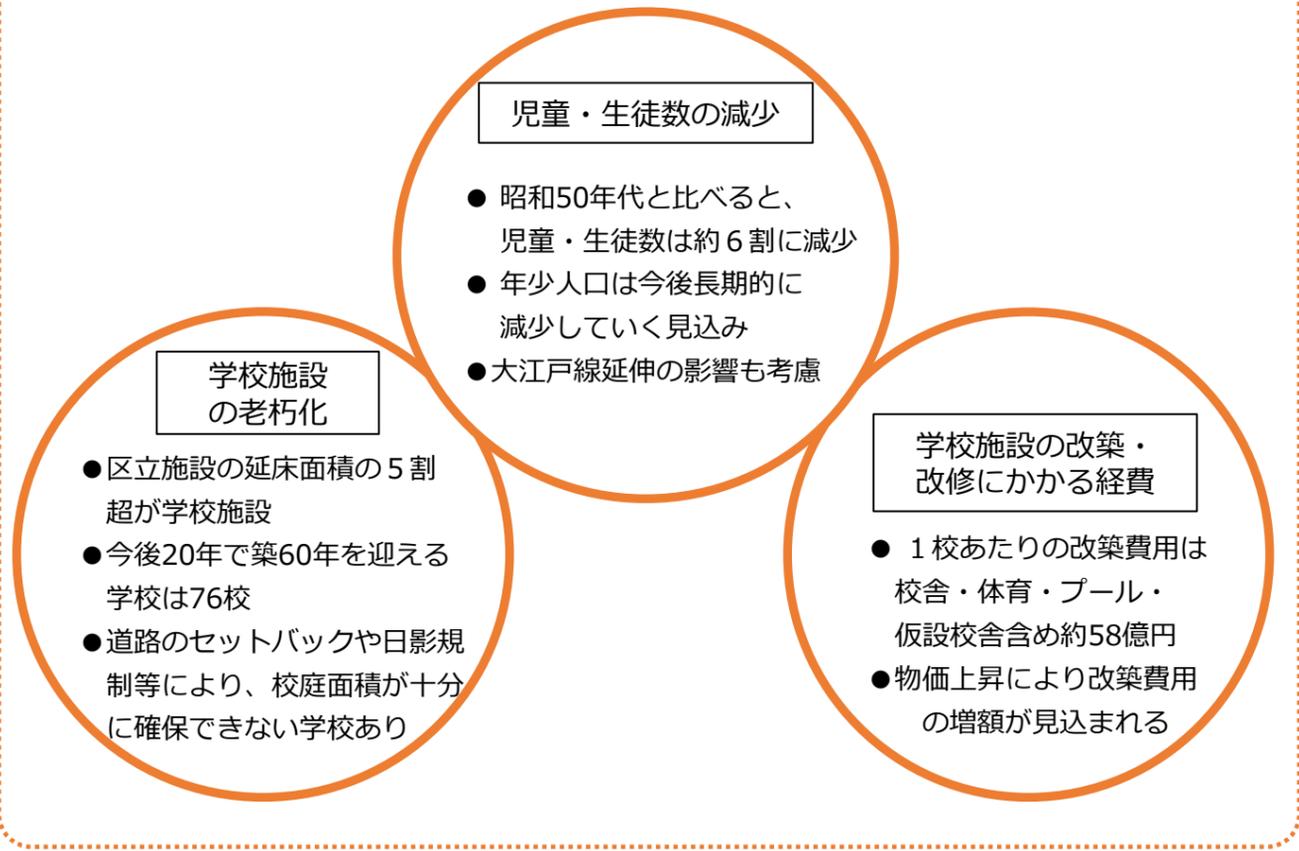
2 これまでの検討経過と今後のスケジュール

年度	諮問・答申	検討委員会の主な内容	開催回数
H28年度	●諮問(H28.6) ●中間提言(H28.7) 【⇒資料3-2・3】	・ 過大規模・過小規模校への対応について ・ 光が丘第四中学校の対応について ・ 練馬区学校施設管理基本計画（素案）について	11回
H29年度		開催なし	
H30年度		・ 過大規模校および過小規模校の対応経過について ・ 旭丘・小竹地域の課題への対応について	3回
R元年度		・ 新たな小中一貫教育校の設置に向けた取組について ・ 学校施設の長寿命化について	6回
R2年度		・ これからの学校施設の維持管理について（標準化） ・ 旭丘・小竹地域の新たな小中一貫教育校について	2回
R3年度		開催なし	
R4年度		・ 区の状況と適正規模・適正配置の考え方について ・ 適正配置の対象となる学校の選定の視点について	2回
R5年度	●追加の諮問(R5.7) 【⇒資料3-4】 ●答申(R5.11) 【⇒資料3-5】	・ 区立小・中学校の適正規模・適正配置の考え方について ・ 適正配置の方針について ・ 学校施設の計画について	3回
R6年度	●答申(R6.11) 【⇒資料3-6】	・ 適正配置候補校の検討経過	3回

令和7年7月2日（水） 第1回 適正規模・適正配置検討委員会
 令和7年7月30日（水） 第2回 適正規模・適正配置検討委員会
 時期未定 文教児童青少年委員会へ計画（案）を報告
 計画の決定

3 適正配置基本方針の策定

区立小・中学校を取り巻く状況



- 特に過小規模（11学級以下）の学校は、クラス替えができない、部活動の種類が限られる等の課題があり、教育環境の整備が必要
- 児童・生徒数が減少する中、学校施設の老朽化が進んでおり、限られた財源で全ての学校を改築すべきか検討が必要
- 一方、少人数教育や35人学級編制の実施など、以前に比べて必要な教室数は増加
- 築60年を迎える学校が多い中で、改築計画と合わせた適正配置の考え方が必要

